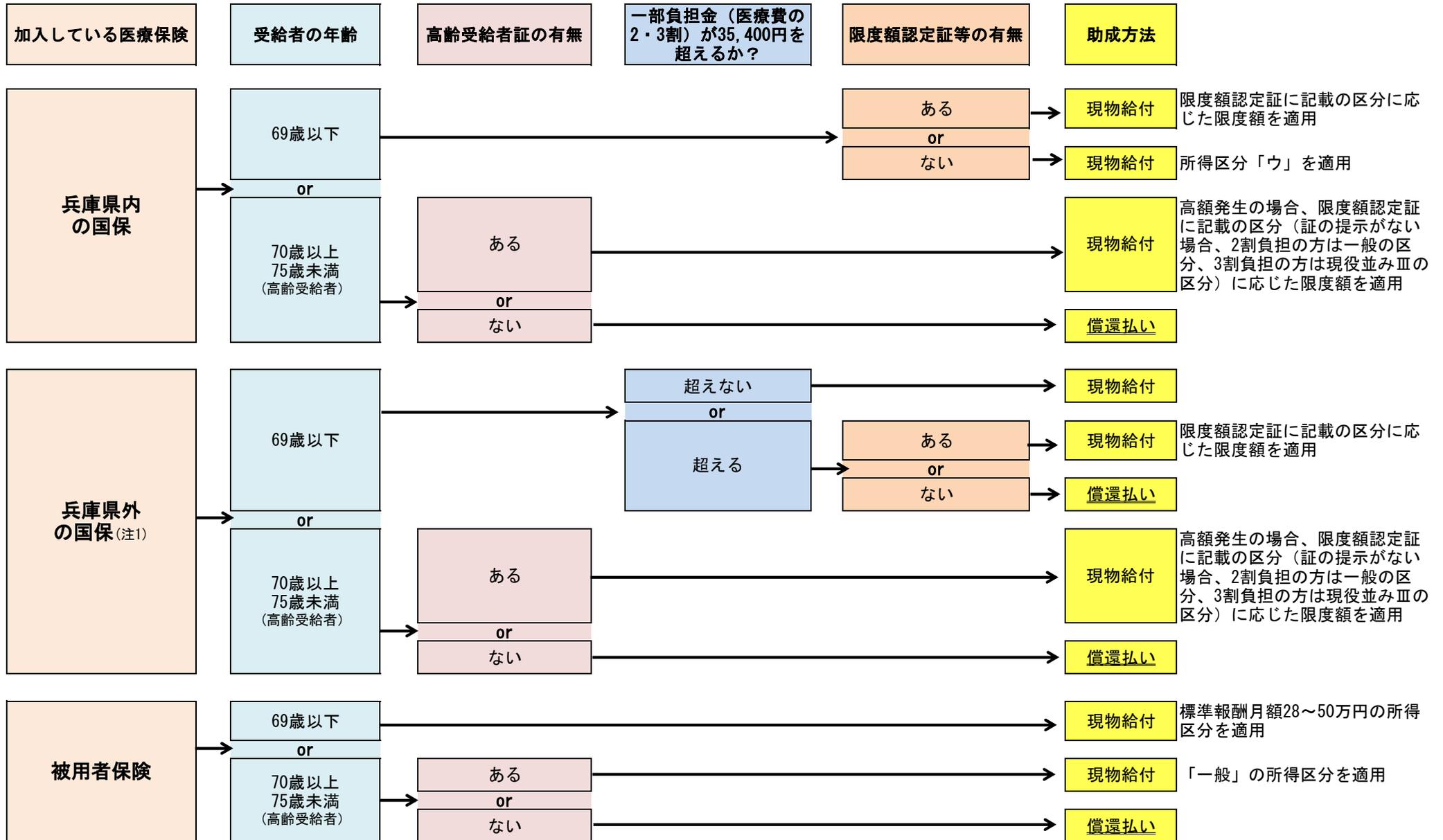


# 福祉医療費助成事業の助成方法に係るフローチャート（加入保険別）



注1：県外の市町村国民健康保険及び県外に本部を有する国民健康保険組合を指します。

注2：県内の後期高齢者医療に加入されている方は、限度額適用認定証等の提示の有無に関わらず現物助成の対象となります。